

令和2年度 第1回

香美市権利擁護連携協議会

日時 : 令和2年10月12日(月) 10:00

場所 : 香美市役所本庁舎3階会議室2

日 程

- 1 福祉事務所長あいさつ
- 2 自己紹介
- 3 香美市権利擁護連携協議会について
- 4 議題
 - 議題 1 会長、副会長選任
 - 議題 2 令和元年度高齢者虐待通告・認定状況について
 - 議題 3 令和元年度障害者虐待通告・認定状況について
 - 議題 4 成年後見制度の利用促進体制の整備について
- 5 その他
- 6 副会長あいさつ

3 香美市権利擁護連携協議会について

(1) 設置の経緯

ア 高齢者及び障害者の虐待防止への取り組みは、多くの部分で重複している。また、実際に支援している中で、高齢者又は障害者あるいはその養護者は、高齢者、障害者の双方が含まれていることがある。

Ref. 資料 1

イ 本協議会と香美市高齢者虐待防止等に係る協議会の委員の多くが重複していた。

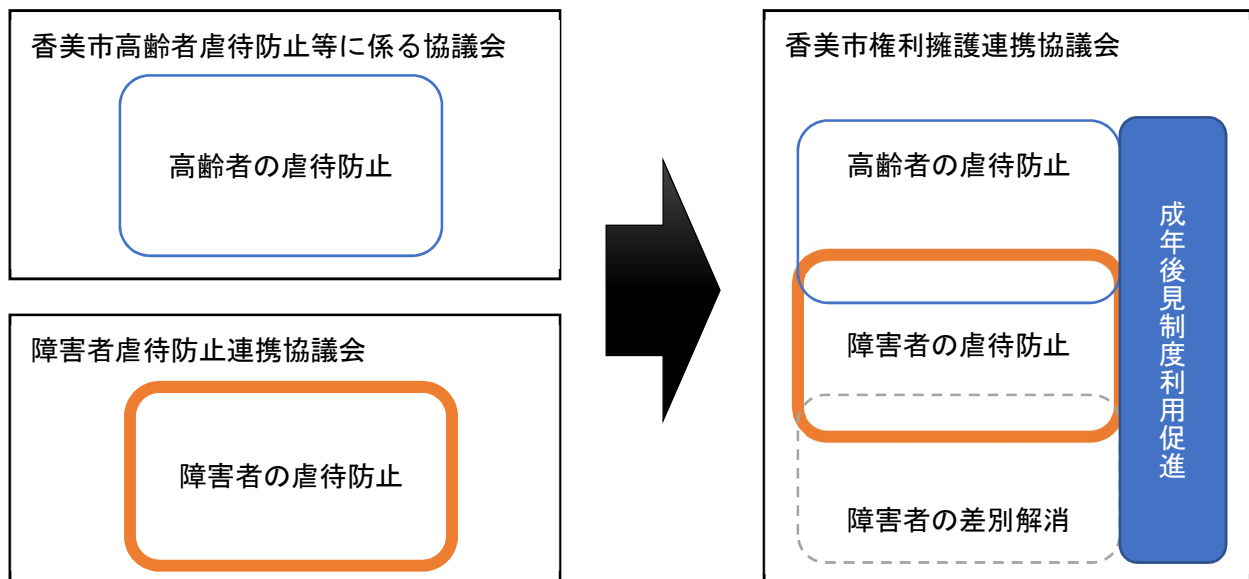
ウ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 26 年 6 月 26 日に制定され（施行日は、平成 28 年 4 月 1 日）、同法第 17 条に規定されている「障害者差別解消支援地域協議会」の設置が求められている。

Ref. 資料 2

エ 障害者虐待防止と障害者差別解消に向けての対策、通報への対応事務は一体として実施した方が、効果的且つ効率的である。

オ 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 4 月 15 日に制定され（施行日は、平成 28 年 5 月 13 日）、同法第 14 条にて「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のための審議会その他の合議制の機関」の設置が求められている。また、同法に定める国の成年後見制度利用促進基本計画において、市町村に地域連携ネットワーク（協議会）、中核機関、権利擁護センターの構築が目標とされている。

図 1 イメージ図



4 議題

議題1 役員を選任

職 名	氏 名
会 長	
副会長	

議題2 令和元年度高齢者障害者虐待通報・認定状況について

令和元年度における高齢者虐待通報・認定状況については、下表のとおり。

議題3 令和元年度障害者虐待通報・認定状況について

令和元年度における障害者虐待通報・認定状況については、下表のとおり。

議題4 成年後見制度の利用促進体制の整備について

1 背景

単身の高齢者・障害者又は家族の支援の受けられない高齢者・障害者(以下、「高齢者等」という。)において、身元保証人が用意できない、必要な支払いや契約、申請が滞るといった理由から必要な医療、介護等が提供できない状況が発生しています。こうした状況への対処として、国においては、成年後見制度利用促進法が平成 28 年5月に制定され、成年後見制度による問題の解決を図ろうとしています。十分に機能していません。機能しない理由としては、

- ① 成年後見人の絶対数の不足(司法書士や弁護士、社会福祉協議会が主な受け皿)
- ② 本人又は家族が制度利用に消極的(後見業務の手数料が発生する。自由にお金が使えなくなる。最後は、行政が面倒を見てくれる。)
- ③ 成年後見人の業務は、財産管理、契約等の法的手続き及び死後の処理が主であり、在宅で生活する高齢者等への支援は不十分

といったものがあげられます。

(1) 国の動向

成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年 4 月 15 日に公布され、同年 5 月 13 日に施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法律では市町村の講ずる措置等が規定されており(第 14 条)、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画(以下、国基本計画という。)を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされています。

更に、平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定された国基本計画では、市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることを求めています。

(2) 香美市における状況

(ア) 高齢者

香美市の総人口は減少傾向にありますが、高齢者人口は今後横ばいから減少に転じてくるものの、後期高齢者数は増加する見込みです。総人口に占める 75 歳以上の割合は、令和 7 年で 24.6%、6,149 人と推計されます。(令和 2 年 4 月末人口 26,021 人、高齢者人口 10,296 人、75 才以上人口 5,889 人)。

一般世帯における高齢独居世帯の割合も年々上昇し、平成 27 年国勢調査では 17.1%と

なっています。

要介護認定調査からみる認知症自立度Ⅱ（日常生活に見守り等が必要）以上の方も、平成 27 年 1,548 人から令和元年 1,611 人と年々増加しています。

療育手帳保持者 260 人のうち 65 才以上は 42 人、精神障害者手帳保持者 170 人のうち 65 才以上は 45 人（いずれも H30. 3 月）、香美市社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の利用者数（高齢以外も含む）は 57 件（H30.9 月）となっています。

香美市長申立て件数（高齢）は、45 件（後見 40、保佐 5）（平成 18 年～令和元年）。死亡を除き、現利用者数は 27 人（後見 23、保佐 4）、うち後見人等への報酬助成対象は 10 件程度となっています。

市長申立て要請件数は年度によりバラつきはありますが、後見レベル相当の申立て要請が主であった従来と異なり、昨年頃より、身元保証人がない、入院中のため日常生活自立支援事業が使えないといったケースに対応するための保佐レベル相当の要請が徐々に増えています。

また、意思決定能力はあるが身寄りのない者に対し、任意後見制度や遺言、死後委任事務の紹介（無料法律相談等）をおこなったりするケースもみられますが、一定の費用を負担できる者でないと利用は難しいのが現状です。

地域の支え合いはもちろんですが、今まで周囲の善意等でなされてきた支援が、親族関係の変化或いは契約や手続支援が社会的に厳しくなってきたことなどにより難しくなっています。

こうした状況の変化から、新たな支援体制の構築が急務となっており、このままでは支援が届かない方が発生してくる状況にあると考えています。

（イ）障害者

障害者総合支援法に基づき示された国の基本指針においては、施設入所者の地域生活への移行を進めるにあたり、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的とした地域生活支援拠点を各市町村又は各圏域に平成 29 年度までに整備することとされました。しかしながら、本市においては、現時点で整備に見込みが立っていない状況です。

一方で、令和 2 年 10 月 1 日時点における障害者福祉サービスの利用者及び障害支援区分の認定者数は、223 名で、平均年齢は 45.4 歳となっており、施設入所者及びグループホームの利用者に限定すれば、施設入所者が 48 名（うち、65 歳以上 8 名）、51.2 歳でグループホーム入所者が 57 名（うち、65 歳以上 14 名）、50.7 歳となっており、主な介助者である父母の高齢化が今後より深刻になると推測されます。

なお、国から示されている方針では、65 歳を迎えると障害者施設から介護保険施設へ移

行することとなっておりますが、障害特性や費用負担、介護保険施設の受け入れ態勢といった理由から直ぐに移行できない方が多くを占めております。

既に成年後見制度を利用している方は、把握できているものとしては18名となっておりますが、入所施設やグループホームの職員による金銭の管理や各種申請手続きが常態化しており、また、これらの施設を利用するにあたり、身元引受人が必要となっているなど、成年後見制度の必要性が今後より高まっていくと推察されます。

昨年度も高齢の施設入所者が施設で亡くなったものの、連絡のとれる法定相続人がいないことから、利用者の預貯金等の処理に支障をきたしました。

(3) 香美市における成年後見市長申立て

単年度における成年後見市長申立て件数は、毎年数件は発生しているものの未だ大きくは伸びていません。

ただし、成年後見人等の支援は、単年度で終了するものではなく、基本的に対象者が死亡するまで継続して支援していくこととなります。加えて、市役所においても成年後見人等報酬の助成の対象者に対する助成の事務（報告受領から報酬支払い）が発生し続けます。

こうした状況から、成年後見制度を支えるため累積的に増加していく事務、支援に対応できる体制が必要となっております。

表 4-1 香美市における成年後見市長申立て

年度	H27	H28	H29	H30	R1
高齢者	7人	6人	2人	7人	3人
障害者	0人	2人	0人	1人	1人

- ・申立て準備中に死亡のケース等あり、市長申立て要請受付数と申立て件数は異なる。
- ・令和2年9月末現在市長申立て要請受付数11件。

2 今後の方針案

(1) 協議指針

- ①国から示されている広報・啓発、相談、アセスメント・支援の検討、成年後見制度の利用促進、後見人等への支援といった中核機関(権利擁護センター)の機能及び成年後見制度利用促進法における「判断力の不十分な人」のみならず、権利擁護支援を要する親族なしの高齢者等の相談もあわせ、意思決定支援、身上保護の機能又はその支援(財産管理、各種支払い、契約、行政等の手続き、各支援機関との調整、介護、福祉事業所による支援への同意、入院や転居に伴う準備行為といった事実行為、緊急時の対応、死亡後の処理など)を提供する中核機関(権利擁護センター)について検討する。
- ②実現性が高く、持続可能な人員体制、予算など運営面も含めて検討をする。
- ③可能な限り、既存の組織、施設、事業の活用、連携又は統合を踏まえて検討する。

高齢者、障害児者だけでなく、子育て、貧困、引きこもり等、社会福祉行政に係る相談窓口は、業務毎に既に多くが設置されているものの、支援対象世帯の多くが、これらの支援機能が複合的に支援していく必要があり、その連携が課題となっています。

厚生労働省が所管する「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」においても、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援「断らない相談支援」の構築が提言されています。

表4-2 香美市が所管する相談窓口

実施期間	区分
健康介護支援課	高齢者、障害児者、引きこもり外
地域包括支援センター (健康介護支援課 地域包括支援班)	高齢者
子育て世代包括支援センターすこやか (健康介護支援課 親子すこやか班)	子育て
福祉事務所	障害児者、生活保護、貧困、引きこもり
障害者虐待防止センター (福祉事務所 社会福祉班)	障害児者 (障害者虐待)
要保護児童対策地域協議会 (福祉事務所 社会福祉班)	子育て (児童虐待)
社会福祉協議会	障害児者、貧困、引きこもり外
地域活動支援センター香美	障害児者
特定相談支援事業所	障害児者 (障害福祉サービス)
身体障害者相談員	身体障害者
知的障害者相談員	知的障害者

(2)スケジュール案

- ①権利擁護センター・中核機関の専門部会の実施(達成目標年度:令和3年度中)
 - ア 権利擁護センター、中核機関の役割についての理解
 - イ 香美市の現状の把握、課題整理、地域資源のアセスメント
 - ウ 本市における権利擁護センター、中核機関の運営体制(設置場所、人員体制、予算など)の検討
- ②成年後見制度利用促進基本計画作成(達成目標年度:令和5年度中)
 - 成年後見制度利用促進体制整備推進事業(国 1/2、市町村 1/2)を活用しての計画策定
- ③権利擁護センター・中核機関の設置(体制目標年度:令和6年度中)
 - 成年後見制度普及啓発事業(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)の活用

香美市権利擁護連携協議会委員名簿

	所属	役職	氏名
1	高知地方法務局香美支局	支局長	浜田幸秀
2	高知公共職業安定所香美出張所	所長	氏原博之
3	高知県中央東福祉保健所	所長	武田良二
4	高知県南国警察署 生活安全課	課長	松原理幸
5	香美市消防署	署長	公文徹朗
6	香美市役所 福祉事務所	所長	中山泰仁
7	香美市役所 健康介護保険課	課長	宗石こずゑ
8	同仁病院	院長	山下元司
9	香美香南老人ホーム組合 白寿荘	施設長	小松謙介
10	居宅介護支援事業所 いろは	管理者	田村美和子
11	かがみの育成園	支援課長	中山智博
12	香美市社会福祉協議会	会長	弘末俊郎
13	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山中博通
14	香美市障害者自立支援協議会	会長	秋友英稔
15	司法書士		宮下陽介

R2年9月1日時点

○香美市権利擁護連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)第16条、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)第35条及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)第14条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第17条の規定に基づき、養護者による高齢者又は障害者への虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者又は障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援を適切に実施すること並びに高齢者又は障害者の成年後見制度の利用促進、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的、かつ、円滑に行うため香美市権利擁護連携協議会(以下「連携協議会」という。)を設置する。

(事業内容)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) 香美市権利擁護センターの運営状況及び体制等に関すること。
- (2) 高齢者及び障害者虐待の早期発見や未然防止対策等防止対策に係る具体的な施策
- (3) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に関する啓発活動
- (4) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消全般についての情報交換
- (5) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に係る民間団体及び公的機関等の相互連携体制の整備
- (6) その他高齢者及び障害者に関する虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に関し必要な事項

(構成)

第3条 連携協議会は、別表に掲げる団体、機関等(以下「関係機関」という。)の代表者等(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員は、20名以内とする。

3 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 連携協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、連携協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代表する。

(会議)

第5条 連携協議会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 連携協議会は、委員の過半数の出席をもって開催することができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、連携協議会に委員以外の者を出席させ、又は委員以外の者に意見を聴くことができる。ただし、委員以外の者は議決権を有さないこととする。
- 4 前項に定める委員以外の者への報償金額は、1回につき5,000円とする。

(専門部会)

第6条 連携協議会に、社会基盤の整備を図るための地域課題の発見・把握及び地域づくり・資源開発を検討する専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 前項に定める委員以外の者への報償金額は、1回につき5,000円とする。
- 7 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(個別ケース会議)

第7条 連携協議会に、個別事例の検討を行うための個別ケース会議を置く。

- 2 個別ケース会議は、高齢者又は障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に係る次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 個別事案の状況把握及び問題点の確認
 - (2) 個別事案における援助内容及び援助方針の決定
 - (3) 個別事案における関係機関の役割分担の確認
 - (4) その他個別事案の解決に関し必要な事項

- 3 個別ケース会議は、高齢者にあつては健康介護支援課長が、障害者にあつては福祉事務所長が召集し、事例に応じて召集する関係機関を選定する。

(個人情報の保護)

第8条 委員及び協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、香美市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(平成18年香美市条例第50条)のその他委員の規定を準用する。

(事務局)

第10条 連携協議会の運営上必要な事務は、福祉事務所及び健康介護支援課において処理する。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、連携協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

高知地方法務局香美支局
高知公共職業安定所香美出張所
高知県中央東福祉保健所
高知県南国警察署
香美市消防署
福祉事務所
健康介護支援課
香美郡医師会
介護保険施設
介護保険サービス事業所
福祉施設
香美市社会福祉協議会
民生児童委員協議会
香美市障害者自立支援協議会
識見を有する者(法律関係、困難ケースに詳しい者など)
その他市長が指定するもの

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。